

認定こども園七飯ほんちょう保育園 重要事項説明書

保育提供の開始にあたり、当園がご利用いただくご家庭に皆様に説明すべき「利用のしおり」に記載されていない内容は次のとおりです。

1. 設置運営主体

| | |
|-------------|--------------------------------------|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人 聖樹の杜 |
| 事業者の所在地 | 北海道亀田郡七飯町本町3丁目18番12号 |
| 連絡先 | 電話番号 0138-65-8000 F A X 0138-65-3805 |
| 代表者氏名 | 秋田 広樹 |
| 定款の目的に定めた事業 | 第二種社会福祉事業 保育所の経営及び一時預かり事業 |

2. 施設の概要

| | | | | | | | |
|----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 種類 | 保育所 | | | | | | |
| 名称 | 七飯ほんちょう保育園 | | | | | | |
| 所在地 | 北海道亀田郡七飯町本町7丁目657-2 | | | | | | |
| 連絡先 | 電話番号 0138-65-2301 F A X 0138-66-3777 | | | | | | |
| 施設長氏名 | 加藤 郁美 | | | | | | |
| 対象児童 | 0歳児～5歳児 | | | | | | |
| 利用定員 | 年齢 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
| | 2・3号認定 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 |
| | 1号認定 | 0人 | 0人 | 0人 | 3人 | 3人 | 3人 |
| 開設年月日 | 平成22年 4月 1日 | | | | | | |
| 実施する保育事業 | 乳児保育・延長保育・障がい児保育・一時預かり事業 | | | | | | |

3. 施設・設備の概要

| | |
|------|--------|
| 敷地面積 | 5,268㎡ |
|------|--------|

| | | | |
|---------------|-------------------------|------------------|---------|
| 園舎 | 構造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 平家建て | |
| | 延床面積 | 699.35㎡ | |
| 施設設備 の数と面積 | 乳児室 | 1室 | 29.81㎡ |
| | ほふく室 | 1室 | 59.85㎡ |
| | 保育室 | 4室 | 145.45㎡ |
| | 遊戯室 | 1室 | 117.94㎡ |
| | 調理室 | 1室 | 37.50㎡ |
| | 幼児用トイレ | 大8 小6 | 26.91㎡ |
| | 医務室 | 事務室の静養コーナー | |
| | 事務室 | 1室 | 32.35㎡ |
| | 一時預かり | 1室 | 4.76㎡ |
| 設備の種類 | 専用施設（七飯町立本町子育て支援センター併設） | | |
| 屋外遊戯場（園庭） | 屋外遊戯場 ㎡ | 1965.9 | |

4. 職員体制

| | |
|-------------------|--------------------|
| 施設長 | 1人 |
| 主任保育士 | 1人 |
| 保育士 （主任保育士を除く） | 25人（常勤：16人・非常勤 9人） |
| 子育て支援員 | 2人（常勤：1人・非常勤 1人） |
| 調理員（栄養士を除く） | 3人（常勤：2人・非常勤 1人） |
| 看護師 | 3人（常勤：2人・非常勤 1人） |
| 栄養士 | 1人（常勤：1人・非常勤 人） |
| 事務員 | 1人（常勤：1人・非常勤 1人） |
| 清掃員 | 1人（常勤：0人・非常勤 1人） |

5. 保育を提供する日

| | |
|-----|----------------|
| 開園日 | 月曜日 ～ 土曜日 |
| 休園日 | 日曜日・祝日・年末年始6日間 |

6. 保育を提供する時間

(1) 開園時間

| | |
|----------|-------------------|
| 月曜日から土曜日 | 午前7時00分 ～ 午後8時00分 |
|----------|-------------------|

(2) 保育標準時間認定（2・3号認定）に関する保育時間（11時間）

| | |
|-----------------------|-------------------|
| 月曜日から金曜日までの保育時間（11時間） | 午前7時00分 ～ 午後6時00分 |
| 土曜日の保育時間（11時間） | 午前7時00分 ～ 午後6時00分 |
| 延長保育時間 | 午後6時00分 ～ 午後8時00分 |

(3) 保育短時間認定（2・3号認定）に関する保育時間（8時間）

| | |
|----------------------|-------------------|
| 月曜日から金曜日までの保育時間（8時間） | 午前9時00分 ～ 午後5時00分 |
| 土曜日の保育時間（8時間） | 午前9時00分 ～ 午後5時00分 |
| 延長保育時間 | 午後5時00分 ～ 午後6時00分 |

(4) 標準時間教育認定（1号認定）に関する保育時間（5時間）

| | |
|----------------------|-------------------|
| 月曜日から金曜日までの保育時間（5時間） | 午前9時00分 ～ 午後5時00分 |
| 預かり保育 | 午前2時00分 ～ 午後6時00分 |
| 時間外保育 | 午後7時00分 ～ 午後9時00分 |
| 延長保育時間 | 午後6時00分 ～ 午後8時00分 |

7. 利用料金

| | |
|--------------|--|
| 保育料（3号認定） | 七飯町の定める保護者負担額(給食費込み) |
| 延長保育料(全園児対象) | 午後5時00分 ～ 午後6時00分 200円 午後6時00分 ～ 午後7時00分 300円 午後7時00分 ～ 午後8時00分 500円 |
| 給食費（1号・2号認定） | 1食350円 × 食事提供数 |
| 預かり保育（1号認定） | 別紙参照 |

8. 支払方法

| | |
|---------|--------------------|
| 支 払 方 法 | 口座振替 |
| 支 払 期 日 | 毎月20日（土日祝の場合は翌営業日） |

9. 提供する保育の内容

(年間保育計画)

| 年齢 | 保育計画 |
|-------|---|
| 0 歳 児 | 家庭との連携を密にして個々の生活リズムを安定させ、成長の状態も把握し、一人ひとりに合わせた快適な環境の中で機嫌よく過ごす。 |
| 1 歳 児 | 安心出来る保育士に見守られ、励まされながら、身の回りのことを自分でしようとする。 |
| 2 歳 児 | 安心出来る保育士との関係の下で、食事や排泄などの生活に必要な身の回りの活動をほぼ自分でしようとする。 |
| 3 歳 児 | 基本的な生活習慣を身につけ、出来るようになる事に喜びと自信をもちながら意欲的に生活する。 |
| 4 歳 児 | 自分で出来る事の範囲を広げながら、生活に必要な基本的な習慣や態度を身につける。 |
| 5 歳 児 | 健康や安全に必要な基本的な生活習慣を身につけ、自分の判断で行動する。 |

※ 年間計画の詳細につきましては、園にお尋ねください。

(クラス編成)

| 年齢 | クラス名 | | 0・1歳児のグループは、子ども達の発達状況に応じて、グループ分けを行っています。 |
|-------|------|---------|--|
| 0・1歳児 | ぱんだ組 | いちごグループ | |
| | | めろんグループ | |
| | | ばななグループ | |
| 2歳児 | こあら組 | | |
| 3歳児 | りす組 | | |
| 4歳児 | うさぎ組 | | |
| 5歳児 | きりん組 | | |

10. 給食等について（提供内容）

| | おやつ | 給食 | | 補食 (延長保育) |
|-----|-----|----|----|--------------|
| | | 主食 | 副食 | |
| 0歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |

(アレルギーの対応について)

七飯町では食物アレルギーのあるお子さんが保育園等に入園する場合は、「食物アレルギー指示書」の提出をお願いしています。

「食物アレルギー指示書」に基づき、代替食を提供いたします。
園内調理にて対応が不可能な場合は、お弁当を持参していただきます。

11. 感染症対策について

当園では、感染症または食中毒が、発生またはまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

「感染症対策マニュアル」に基づき、看護師による定期園内消毒管理を行っています。

12. 障がい児保育について

受入を行っています。受入後は地域の療育支援関係機関・七飯町保健センター等との連携の基に、当該に最適な対応を行います。

13. 医療的ケアが必要な児童の保育について

当園に勤務する看護師にて対応可能な範囲内での受入を行います。

14. 嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

| | |
|---------|------------------|
| 医療機関の名称 | ひよこクリニック |
| 院長名 | 杉山 元 |
| 所在地 | 亀田郡七飯町大川8丁目12-15 |
| 電話番号 | 0138-65-1311 |

15. 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

| | |
|---------|------------------|
| 医療機関の名称 | ななえ山本歯科 |
| 医院長名 | 山本 篤 |
| 所在地 | 亀田郡七飯町本町3丁目11-11 |
| 電話番号 | 0138-64-8888 |

16. 嘱託学校薬剤師

以下の薬剤師と嘱託学校薬剤師契約を締結しています。

| | |
|--------|--------|
| 学校薬剤師名 | 盛川 佳耶子 |
|--------|--------|

17. 地域防災拠点・広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

| | |
|--------|-------------------------------|
| 広域防災拠点 | 七飯町町役場 |
| 広域避難場所 | 七重小学校グラウンド 七飯町本町6丁目2-11 |
| その他 | 第1避難場所 園庭 : 第2避難場所 七重小学校グラウンド |

18. 緊急時おける対応

保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者があらかじめ指定した緊急連絡先へ連絡します。また、嘱託医または子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、お子さまの身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

(近隣の緊急連絡先)

| | |
|-----|---|
| 警察署 | 函館中央警察署七飯交番 〒041-1111 北海道亀田郡七飯町本町6丁目2-13 TEL 0138-65-2017 |
| 消防署 | 七飯消防署 〒041-1105 北海道亀田郡七飯町桜町2丁目3番1号 TEL 0138-65-2244 |

19. 非常災害時の対策

消防法及び消防法施行規則に基づき、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難訓練及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

| | |
|-----------|---|
| 防火管理者 | 秋田 広樹 |
| 消防計画届出年月日 | 平成27年3月30日 |
| 避難訓練 | 年12回実施 (火災・地震・噴火・風水害・夜間訓練・不審者) |
| 防災設備 | 自動火災報知設備 ・ 火災通報装置 ・ 避難誘導灯 消火器 ・ 非常時持出し備蓄品 ・ 緊急地震速報装置 |

20. 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

| | |
|-------|--|
| 保険の種類 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター『災害共済給付制度』 東京海上日動火災保険 |
| 保険の内容 | 保険の内容等につきましては、『独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入について』のお手紙をご確認下さい。 |

21. 業務の質の評価について

| | |
|----------|--|
| 保育所の自己評価 | 実施方法：「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」に基づき実施 公表方法：ホームページ上にて公表 |
| 外部評価 | 未実施 ・ 実施を検討中 |

22. 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

詳細は園内に掲示してありますので、ご確認下さい。

| | | |
|------------|--|---------------------|
| 相談・苦情受付担当者 | 氏名 認定こども園 七飯ほんちょう保育園 主任保育士 三好 綾子 電話番号 0138-65-2301 | |
| 相談・苦情解決責任者 | 氏名 認定こども園 七飯ほんちょう保育園 園長 加藤 郁美 電話番号 0138-65-2301 | |
| 第三者委員 | 掛川 弘子 | 七飯町民生委員 主任児童委員 |
| | 松田 聡 | 行政書士 |
| | 安保 麻美 | 七飯ほんちょう保育園 卒園児保護者代表 |

23. 地域の育児支援について

一時預かり事業 ・ 子育て相談事業 ・ 園庭及び園解放 ・ 療育相談事業
子育て支援センターとの連携行事 等を行っております。

同意書

当園における保育の提供を開始するにあたり、入園のしおり及び本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保 育 園 名： 認定こども園 七飯ほんちょう保育園

所 在 地： 北海道亀田郡七飯町本町7-6 5 7-2

説 明 者 職 員： 加藤 郁美

私は、「入園のしおり」および本書面に基づいて認定こども園七飯ほんちょう保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保 護 者 住 所：

児 童 氏 名：

保 護 者 氏 名：

㊞ (署名可)

児童からみた続柄：